

合併処理浄化槽設置整備補助に係る確認書兼誓約書

三木町長 殿

下記、内容について相違ありません。相違があった場合は、補助金の交付決定の取消しを受けることまたは補助金を返還することについて、異議を申し立てません。

浄化槽設置場所	木田郡三木町大字
---------	----------

【申請者の確認が必要な項目】

- 各添付書類の写しは原本と相違ありません。また、添付書類の訂正や追加等をしたときは、遅滞なくその写しを提出します。
- 合併処理浄化槽設置を予定する土地については申請者の所有物です。または、他に所有者がある場合は、申請者の設置について承諾を受けています。
- 申請当該年度の2月末日までに実績報告書を提出できない場合には、補助金の交付を受けられないことを理解しました。
- 私は、暴力団、暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者に該当しません。
- 補助申請後は住居部分を店舗等に改造しません。店舗等併設住宅の場合、補助金の対象となる部分は住居部分ということを理解して申請しました。
- 補助金額の決定を受けた場合でも、国または県の制度変更による年度途中での補助額変更があることを理解しました。

【町税の完納証明書を添付できない場合の確認項目】

- 私は_____年_____月に三木町に転入したため、] 町税の完納証明書を添付することが
- 私は現在、三木町外に居住しているため、] できません。

【合併処理浄化槽に転換した場合における既設単独処理浄化槽または汲取り便槽を撤去しない理由】

- 既設槽を撤去すれば、既存建造物に影響が出るため、今回の設置工事では撤去できません。
 - 既設槽の設置場所が手狭なため、重機回送等、撤去工事を行う十分な用地が確保できません。
 - その他の理由()
- * 上記いずれの場合でも撤去可能になれば、既設槽を撤去し、産業廃棄物として適正に処理します。

(表)

【現在の排水処理方法の確認項目（町内在住に限る）】

- 一戸建住宅（合併処理浄化槽 単独処理浄化槽 汲取り便槽 下水道）
集合住宅

【浄化槽維持管理及び下水道接続に関する誓約】

三木町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けるにあたり、当該浄化槽について、香川県知事指定検査機関（公益社団法人香川県浄化槽協会）による浄化槽法第7条に基づく設置状況検査（設置当初）並びに同法第11条に基づく定期検査（年1回）を受検するとともに、香川県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に保守点検を委託し、また、三木町の許可を受けた浄化槽清掃業者による汚泥抜き取り清掃を行い、当該浄化槽を廃止するまで適正な維持管理に努めること及び当該地が公共下水道又は農業集落排水に接続可能となった際には、遅滞なく接続することを誓約します。

年 月 日

補助申請者 住 所

氏 名

印

（氏名自書のこと、印は交付申請書と同一印を押印のこと。）

（裏）